

無期徒刑、「謀殺」と認定

大審院第1号法廷

東京地方裁判所による星亨刺殺事件の第1回公判は、明治34年9月2日午前9時から大審院第1号法廷で開かれた。傍聴席350という大法廷だったが、詰め掛けた人波は数千人に及んだといわれる。

伊庭想太郎は羽織袴姿で被告人席に就いた。冒頭、裁判長の尋問に答えて、殺害の動機を「社会国家の為に之を殺戮して禍根を断つの外また手段なきに非ずや」と述べた。

事実関係の争いがほとんどない裁判で、最大の論点は、それが計画的な「謀殺」か、それとも一時的な激情による「故殺」かということだった。当時の刑法で、前者なら死刑、後者なら無期徒刑(懲役)と定められていた。

当然のごとく「謀殺により死刑」とする検事の論告に対して、弁護士花井卓蔵は「私憤ではなく公憤的行為である」として、「故殺」を主張した。また別の弁護士三好退蔵は、「かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂」との古歌を引いて、情状酌量を求めた。

裁判は9月4日の第2回公判で結審した。現在では考えられないスピード裁判だった。9月10日、早くも判決が下された。

「被告伊庭想太郎ヲ無期徒刑ニ処ス」

謀殺事件と認定した上での判断で、判決はその理由をこう述べている。「被告ハ偏狭ノ見ヲ懐抱

シ、軽々シク事相ヲ臆断シ、敢テ此犯行ニ及ブ。其罪固ヨリ大ナリト雖モ、然レドモ其情状ニ至リテハ原諒スベキモノアルヲ以テ、(略)酌量シテ本刑ニ一等ヲ減ジ…」

法理論的には、やはり「故殺」とは言い難かった。ここでは「偏狭ノ見」とはしているものの、判決は全体を通じて、想太郎に同情的だった。とくに星の言動を憂えた想太郎の心情について、「風教頹廢シテ徳義地ヲ払ヒ、教育界ノ擾乱ヲ醸スニ至ルノミナラズ、政治界亦紊乱シテ立憲政体ノ美果収ムルニ由ナシニ至ラン」と踏み込み、その意を尽くしている。

控訴審「情状ニ於テ憫諒」

判決の当否をめぐる、世論は大いに沸いた。新聞各紙の報道に加えて、判決のわずか3日後に、東京・神田の日本館から『伊庭想太郎公判録』が発売された。法廷の様態を絵入りで伝え、判決全文を収録している。日本館は『江戸の武士 伊庭想太郎』と題して、想太郎の人物像を紹介する本も緊急出版しており、大衆の関心事に依って、今の週刊誌を思わせる。

あくまで

死刑を求める検事、故殺による有期刑を唱える弁護側の双方が控訴した。翌35年4月19日、東京控訴院での控訴審で、想太郎の無期徒刑が確定した。地裁判決をほぼ踏襲しながら、「偏狭」などという言葉が消え、「其情状ニ於テ憫諒スベキモノアリト認ム」と述べている。

地裁判決よりも一層、想太郎の心情に沿った判決だったと言えるだろう。

想太郎は小菅監獄に収監された。



東京地裁での公判の図＝『伊庭想太郎公判録』(日本館刊)